

国 地 契 第 5 3 号
平成 1 7 年 9 月 2 8 日

各地方整備局総務部長 あて

大臣官房地方課長

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」
の一部改正について

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成 3 年 5 月 1 8 日付け建設省厚発第 1 7 2 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

記

記 4 一を次のように改める。

一 第 4 各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うこと。

記 4 二中「第二号及び第三号」を「第 4 号及び第 5 号」に改め、記 4 三中「第三号」を「第 4 第 5 号」に改める。

記 7 二中「第 7 号まで」の次に「及び第 1 2 号」を加え、記 7 五中「第 1 4 号」を「第 1 5 号」に改め、記 7 六中「第 1 2 号及び第 1 3 号」を「第 1 3 号及び第 1 4 号」に改め、記 7 七中「第 1 4 号」を「第 1 5 号」に改める。